

日本の消防制度

2023年10月

本資料は、2022年版消防白書をはじめとする消防庁資料をもとに、同庁のご協力を得て海外消防情報センターにおいて作成したものである。

はじめに

- ・我が国の現在の消防制度は、1947年に制定された消防組織法により、地域に密着した自治体消防(消防本部及び消防団)として発足し、火災の予防や消火、救急、救助など「国民の安全・安心」の担い手として、今日まで大きな役割を果たしてきました。
- ・なお、この消防組織の起源は、古くは江戸時代において、徳川幕府による「定火消」の消防制度(1650年～)と、その後、町人によって組織されることになった「町火消」(1718年～)に遡ることができます。
- ・我が国において、この数十年、消防関係者のたゆまぬ努力により、大規模火災については時代とともに減少してきております。しかしながら、依然としてビル火災、住宅火災等による被害がなくなることはありません。大きな人的・物的被害となる火災が時には発生することがあります。
- ・また、我が国は、地震、豪雨大雨、台風、豪雪等の様々な自然災害が発生することも特徴といえます。特に、近年は、世界の動向と同様に、気候変動の影響ともいわれる記録的な豪雨や大型台風による洪水・土砂災害等が甚大な被害をもたらすようになってきました。
- ・こうした火災、自然災害や特殊災害・事故、救急業務に対応するため、中央政府における消防庁をはじめとする関係機関から、都道府県の防災組織、市町村における消防本部、地域における消防団、住民のボランティア組織まで一丸となって、国民や地域住民が安心して暮らせる国づくり・地域づくりに取り組んでいます。

日本の地方公共団体

○日本の人口：1億2,593万人 面積：37万8千km²

(2022年1月1日住民基本台帳人口、以下同じ)

○日本の地方制度は都道府県と市町村の2層制で構成される。

・都道府県(広域の地方公共団体)・・・47 ※下図(日本地図)の破線区域

最大は東京都(1,379万人)、最少は鳥取県(55万人)

・市町村(基礎的な地方公共団体)・・・1718(市792町743 村183)

最大は神奈川県横浜市(376万人)最少は東京都青ヶ島村(170人)

※東京都中心部は市ではなく23の特別区が設置

○都道府県、市町村・特別区の首長及び議会議員は公選制による。



例えば岩手県は33市町村

消防関係の法律制定と災害の歴史

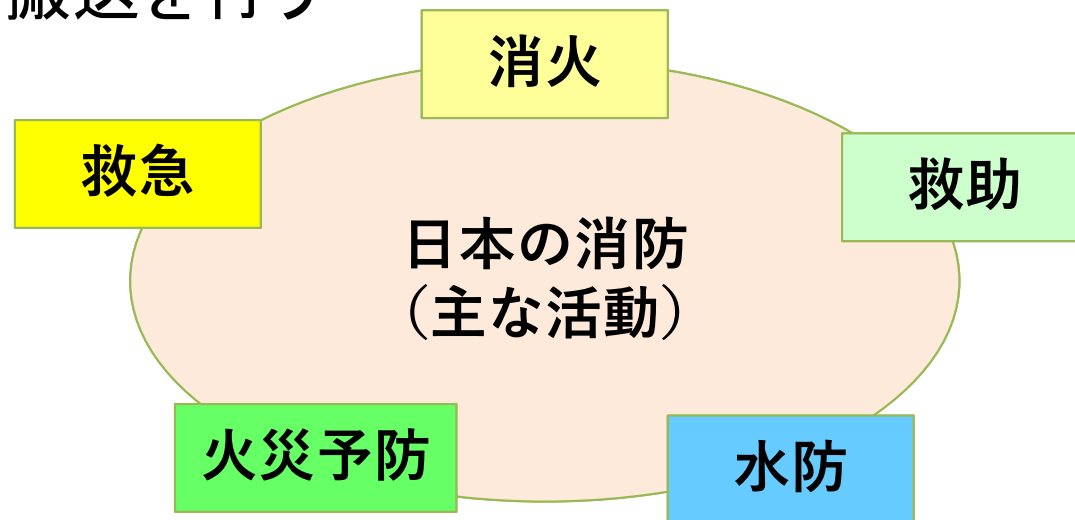
	常備消防関係	消防団関係	主な災害
《戦前》 1894. 2 (施行) 1939. 4 (施行)		消防組規則制定 (消防組発足) 警防団令制定 (警防団発足、消防組解消)	
《戦後》 1947. 4 (施行)		消防団令公布 (消防団発足、警防団解消)	(死者及び行方不明者等)
1948. 3 (施行)	消防組織法制定 (警防業務)	↓ 【1951年、消防組織法 に位置付け】	1959年 伊勢湾台風 (5,098名)
1948. 8 (施行)	消防法制定 (+予防業務)		1964年 新潟地震 (26名)
1962. 7 (施行)	災害対策基本法制定 (+防災業務)		1976年 酒田大火※1 (1名)
1964. 4 (施行)	消防法改正 (+救急業務)		1983年 ホテル・ニュージャパン火災 (33名)
1995. 6 2004. 9 (施行)	(緊急消防援助隊創設) 消防組織法改正 (緊急消防援助隊法制化)		1993年 北海道南西沖地震 (230名)
2004. 9 (施行)	国民保護法制定 (+国民保護業務)	←1995. 1阪神・淡路大震災を契機	1995年 阪神・淡路大震災 (6,437名)
2013. 12 (施行)			1995年 地下鉄サリン事件 (12名)
			2001年 新宿歌舞伎町ビル火災 (44名)
			2004年 新潟県中越地震 (68名)
			2005年 JR西日本福知山線列車事故 (107名)
			2007年 新潟県中越沖地震 (15名)
			2008年 岩手・宮城内陸地震 (23名)
			2011年 東日本大震災 (22,252名)
			2016年 熊本地震 (273名)
			2016年 糸魚川市大規模火災※2 (0名)
			2017年 平成29年7月九州北部豪雨 (42名)
			2018年 平成30年7月豪雨 (245名)
			2018年 平成30年北海道胆振東部地震 (42名)
			2019年 令和元年東日本台風 (107名)
			2020年 令和2年7月豪雨 (84名)
			2021年 静岡県熱海市土石流災害 (27名)
			2021年 大阪市北区ビル火災 (25名)

<焼損面積> ※1:約15万2000m² ※2:約3万m²

消防組織法について

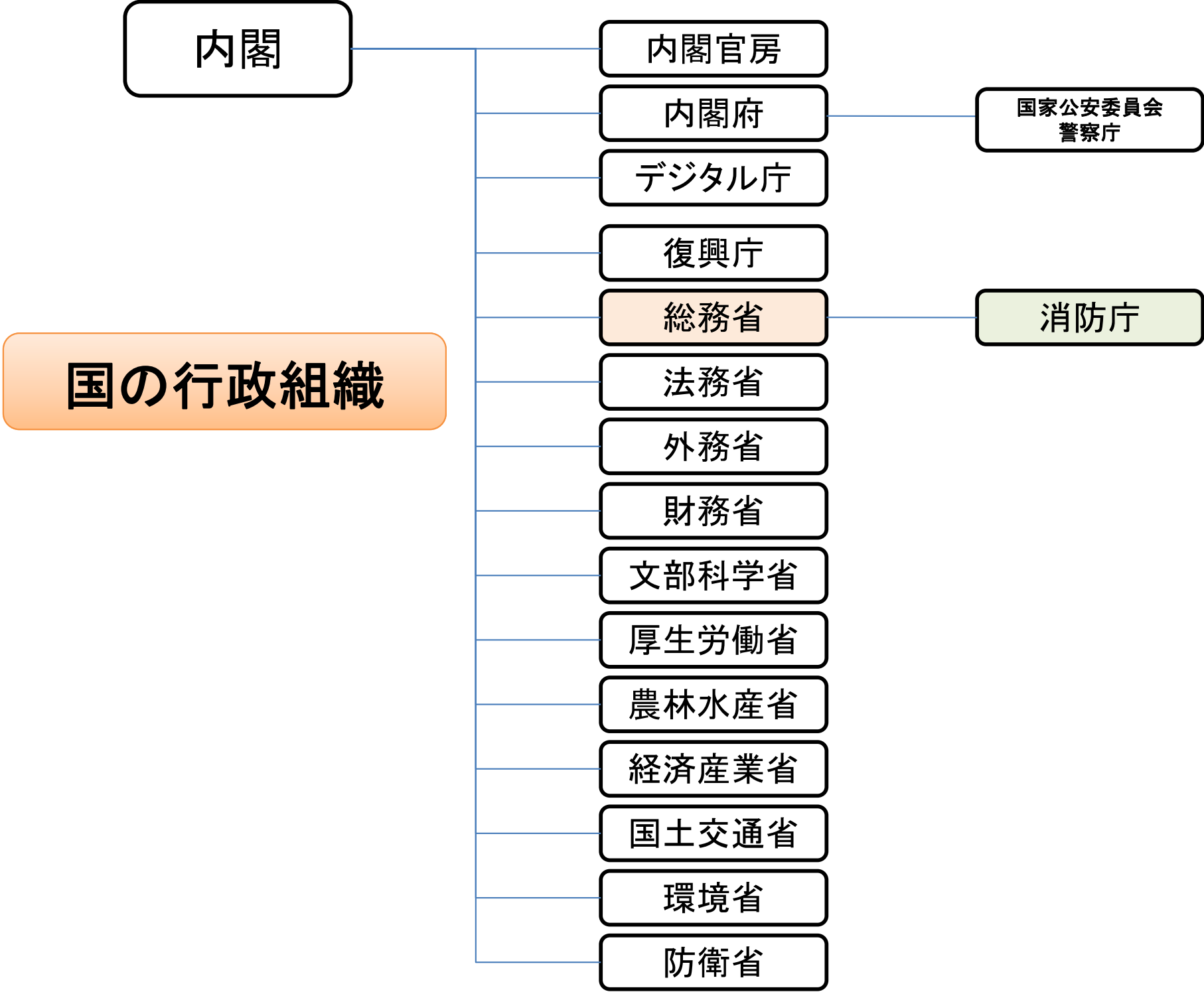
消防の任務

- 国民の生命、身体及び財産を火災から保護する
- 水火災又は地震等の災害の防除、被害の軽減を行う
- 災害等による傷病者の搬送を行う

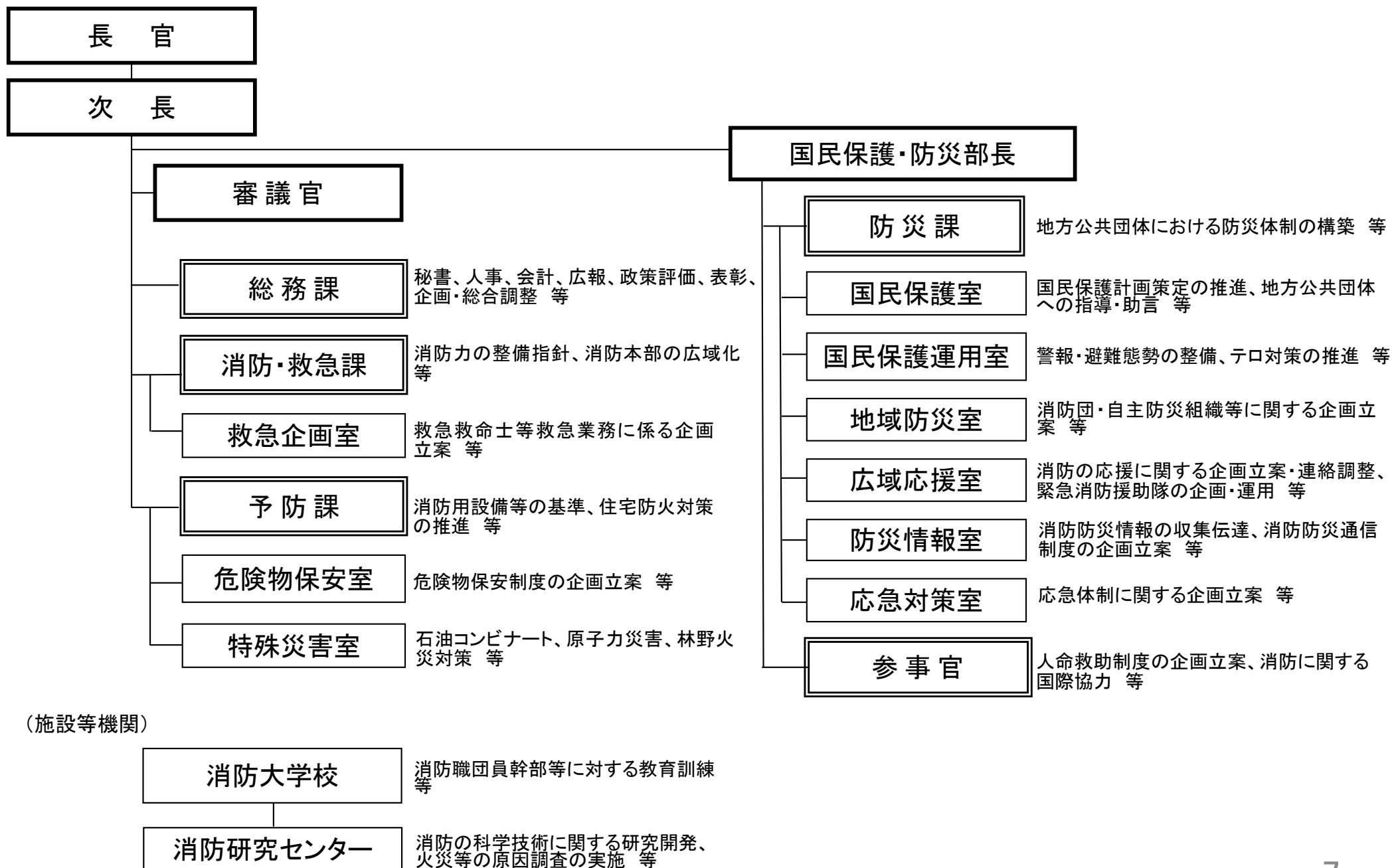


消防体制の特色、構成

- 警察からの分離
- 自治体(市町村)消防の原則
- 中央政府、都道府県、市町村が協力



消防庁の組織



消防における国・都道府県・市町村の役割

国・都道府県・市町村はそれぞれ消防の役割を分担して担うとともに、お互いに連携協力しながら、大規模な火災や自然災害に対応します。

国（消防庁）

- ・消防制度・施策の企画・立案や市町村への支援等
- ・都道府県を超えた広域の大規模災害時の活動支援
- ・消防大学校による全国的な教育・訓練

都道府県

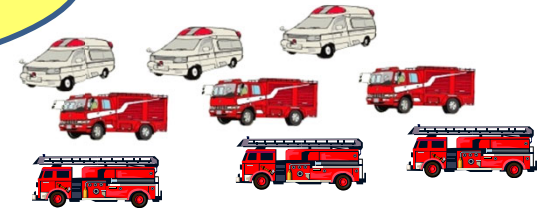
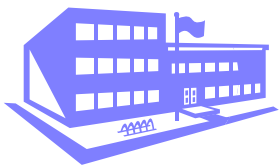
市町村

- ・消防学校を有し、消防の教育・訓練
- ・防災ヘリの保有・運用

※ 大都市では、独自に消防学校を設置するとともに消防ヘリも保有・運用

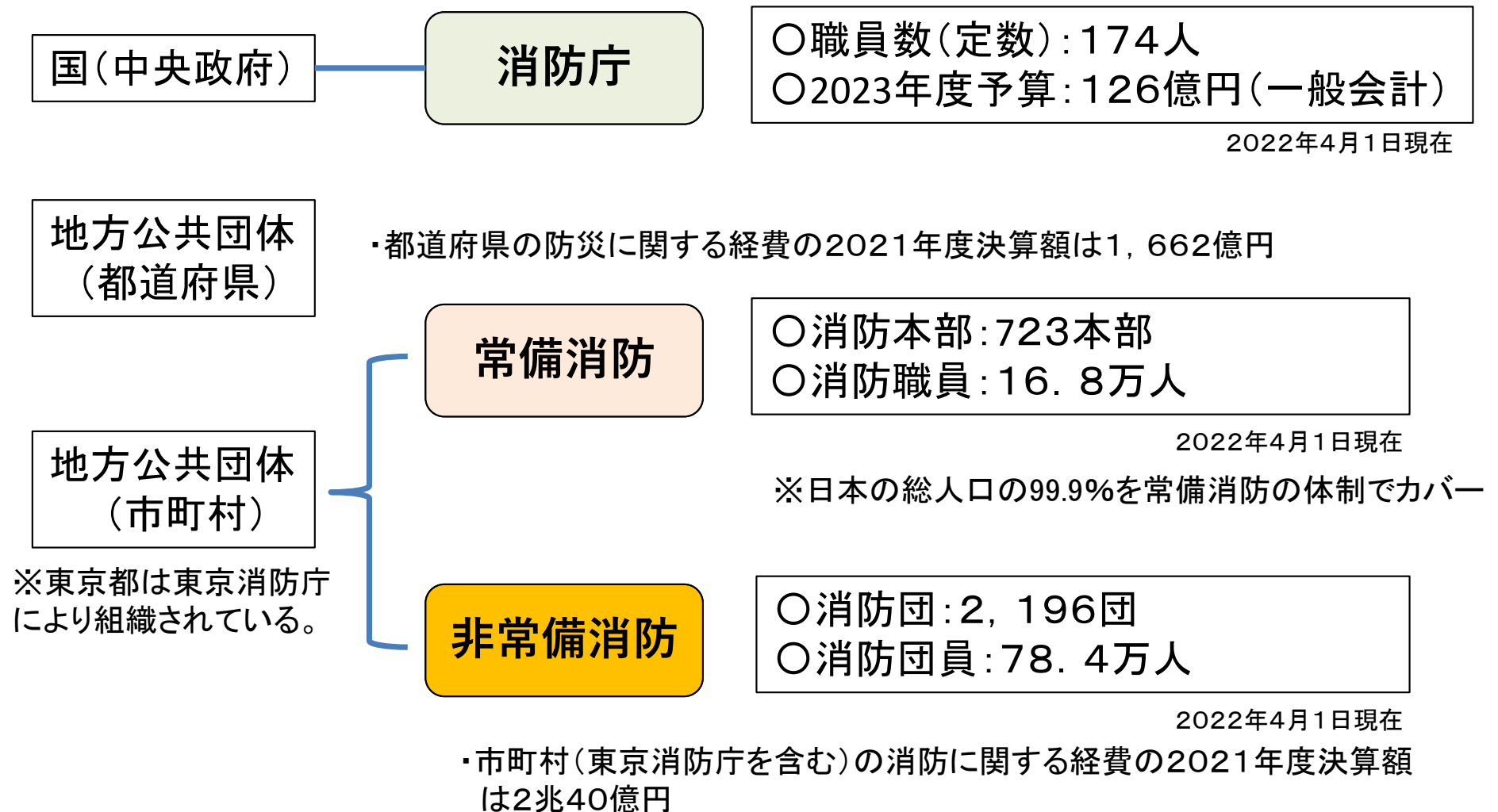
- ・常備・非常備の消防機関を設置し実働部隊を保有
- ・日々の消防活動を実施

《市町村消防の原則》・・・消防組織法第6条
現場における火災、救助、救急、予防・防災等の活動



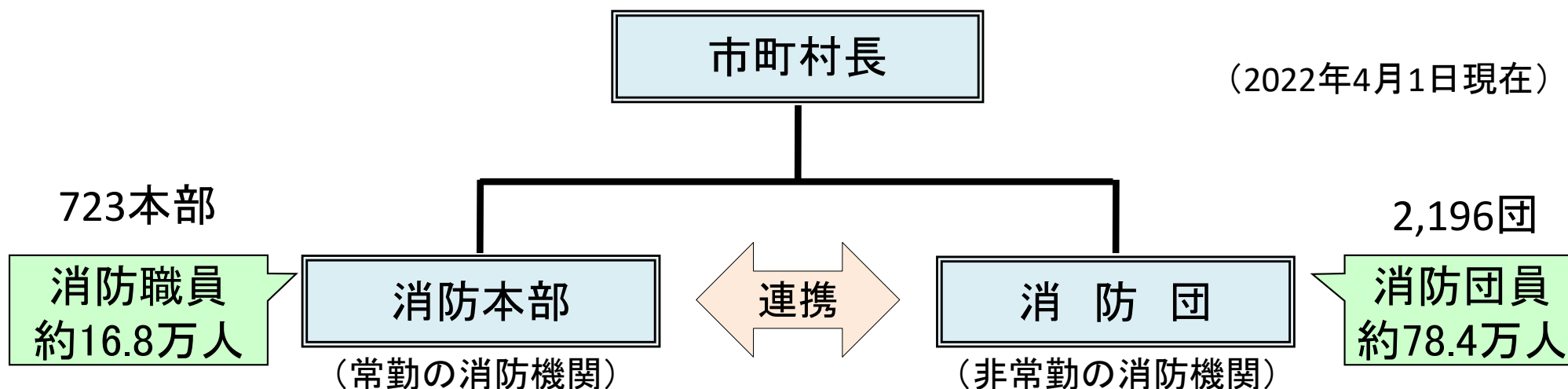
日本の消防体制

国の消防庁とともに、地方公共団体においては、現場の第一線において市町村の消防機関（常備消防及び非常備消防）が日々の消防業務を担っている。



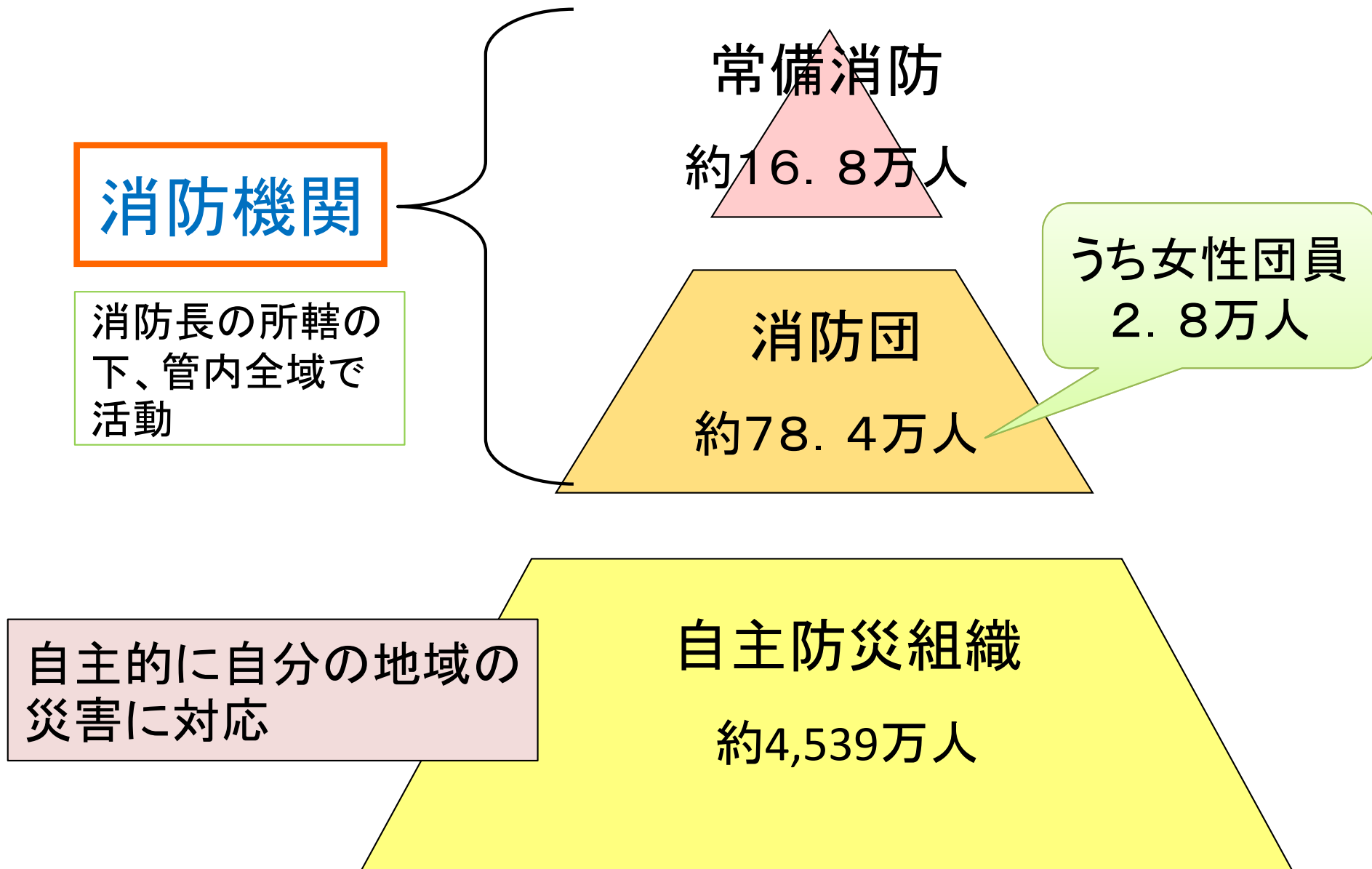
消防団について

- 日本の消防活動は、市町村に設置される常勤の消防本部と非常勤の消防団が連携して行っている。
- 消防団は、全ての市町村に設置され、消防団数は2,196団である。
- 消防団員とは、ほかに生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という精神に基づいて、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員であり、消防団員数は約78.4万人である。



- 消防団は、主な活動として、災害時の消火活動、救助・救出活動、災害防除活動、住民の避難誘導や、平常時の防火啓発活動、消火・防災訓練、高齢者宅の訪問、応急手当の指導などを行っている。

地域の安全安心を守る体制(全体イメージ)



(2022年4月1日現在)

住民等の自主的な防災活動



○火災などの災害の発生を未然の防止したり、地震や豪雨災害等からの被害の発生を最小限にするためには、国民一人一人が日頃から防火防災の重要性を深く認識するとともに、地域において防火防災に対する十分な備えをすることが極めて重要である。

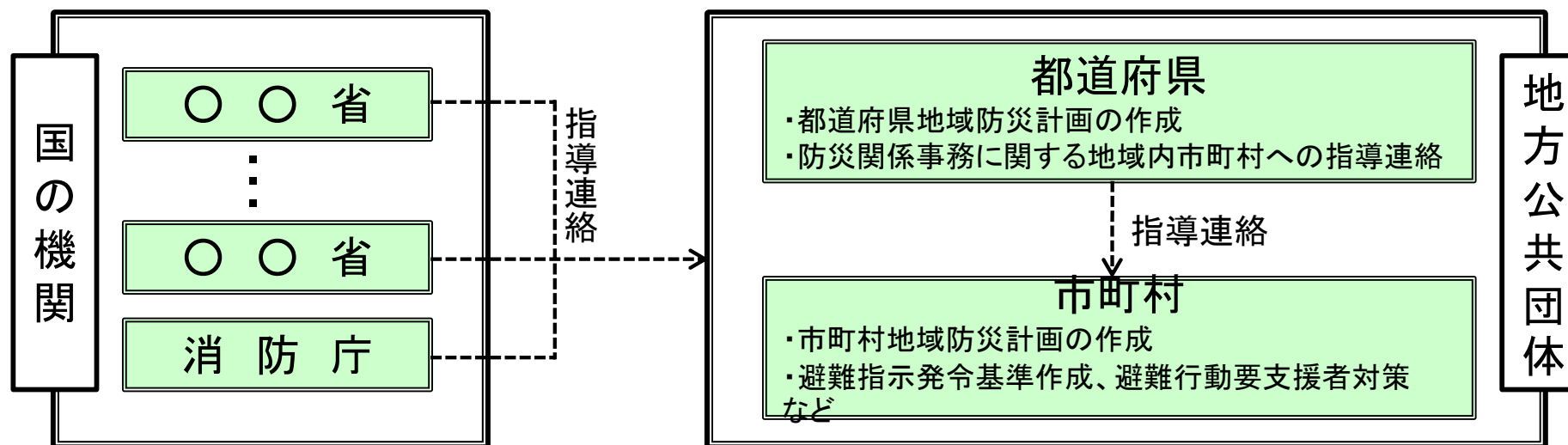
○そのため、常備消防のほか、地域において、消防団を中核として、自主防災組織や女性防火クラブ、少年消防クラブ等の育成強化を推進している。

区分	概要	組織数	人数等
自主防災組織	町内会などが単位となり自主的に活動する防災組織（全世帯に対する組織活動カバー率84.7%）	166,833	約4,539万人
女性防火クラブ	家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動する組織	6,966	約105万人
少年消防クラブ	10歳以上18歳以下の少年少女により編成、身近な生活から防火防災を学ぶ組織	4,150	約39万人
幼年消防クラブ	9歳以下の児童・園児により編成、正しい火の取扱や消防の仕事を理解してもらう組織	13,308	約105万人

自主防災組織・女性防火クラブは2022年4月1日現在、少年消防クラブ・幼年消防クラブは2022年5月1日現在

平常時の地域防災力の強化

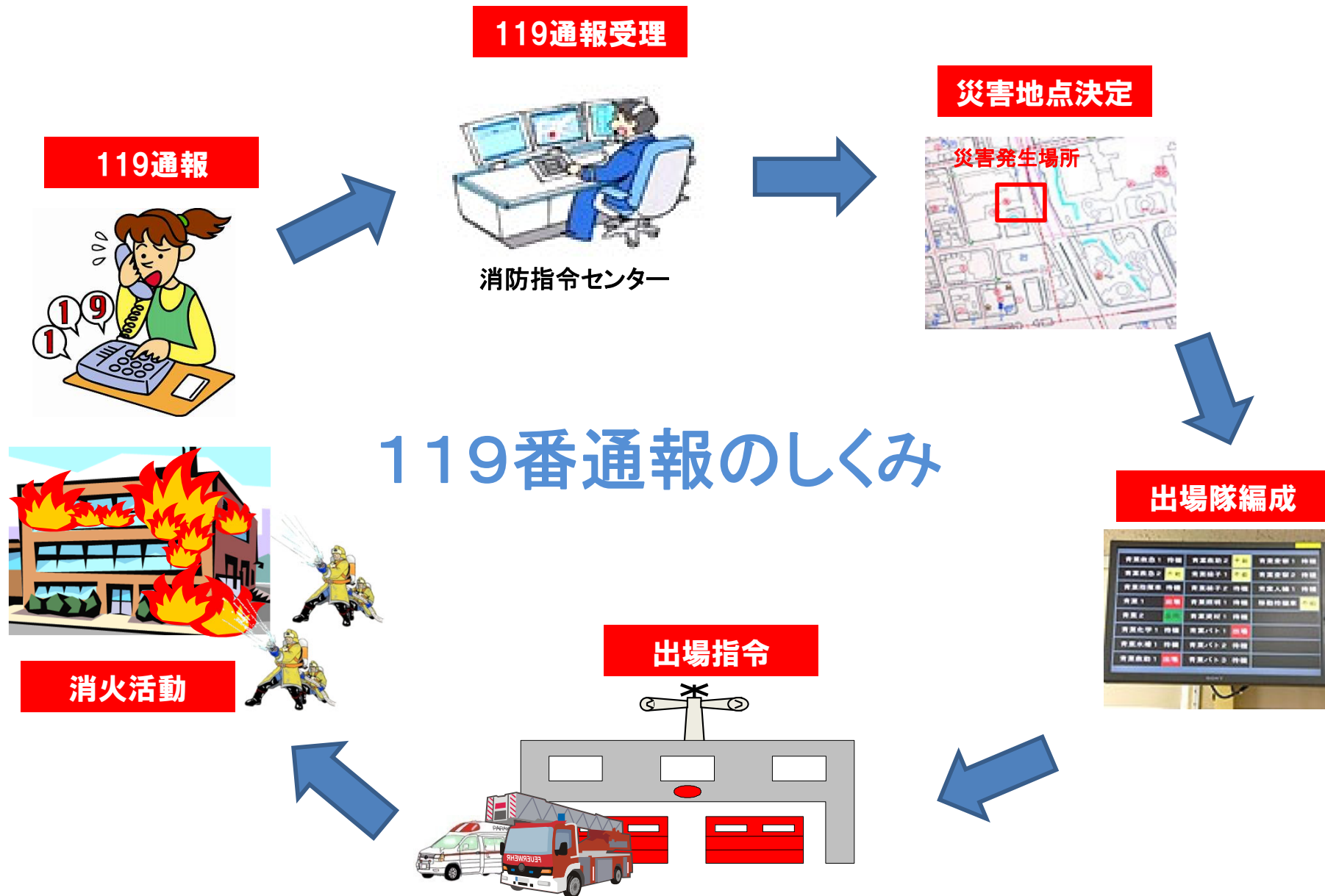
- 平常時、都道府県及び市町村では、それぞれの地域における防災の基本的計画（地域防災計画など）に基づいて、地域防災力の強化を図っている。
- 一方、国においても、平常時には各省庁が計画（防災業務計画など）に基づいて防災力の強化を図るとともに、それぞれの所掌事務について地方公共団体への指導連絡などを行っている。（例：土砂災害は国土交通省）
- 消防庁においては、災害対策基本法等に基づく地方公共団体の事務について、指導連絡を行っている。



＜災害対策基本法等に基づく地方公共団体の事務＞

- ・ 地域防災計画の作成・修正
- ・ 市町村長が発令する避難指示等の具体的基準の作成
- ・ 避難行動要支援者（高齢者、障害者など）対策
- ・ 住民の自主的な防災組織（自主防災組織）が行う消防に関する事務

市町村の消防業務－通報、出動指令

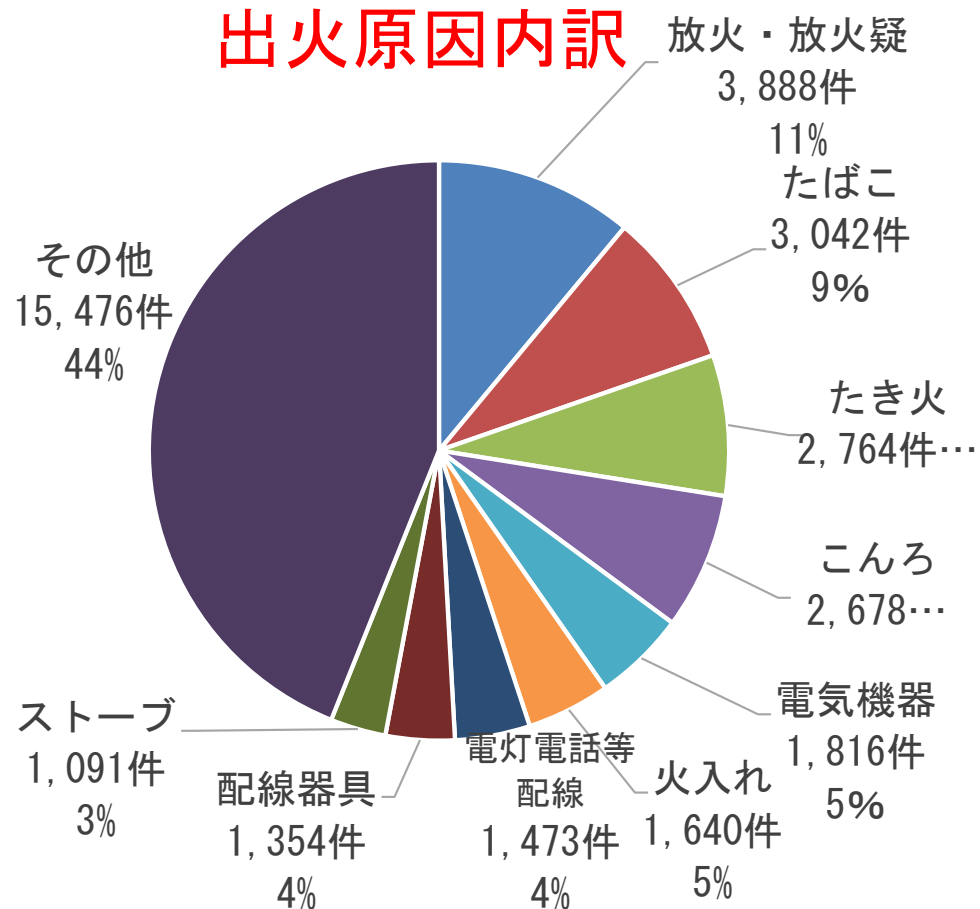


市町村の消防業務～消火活動～

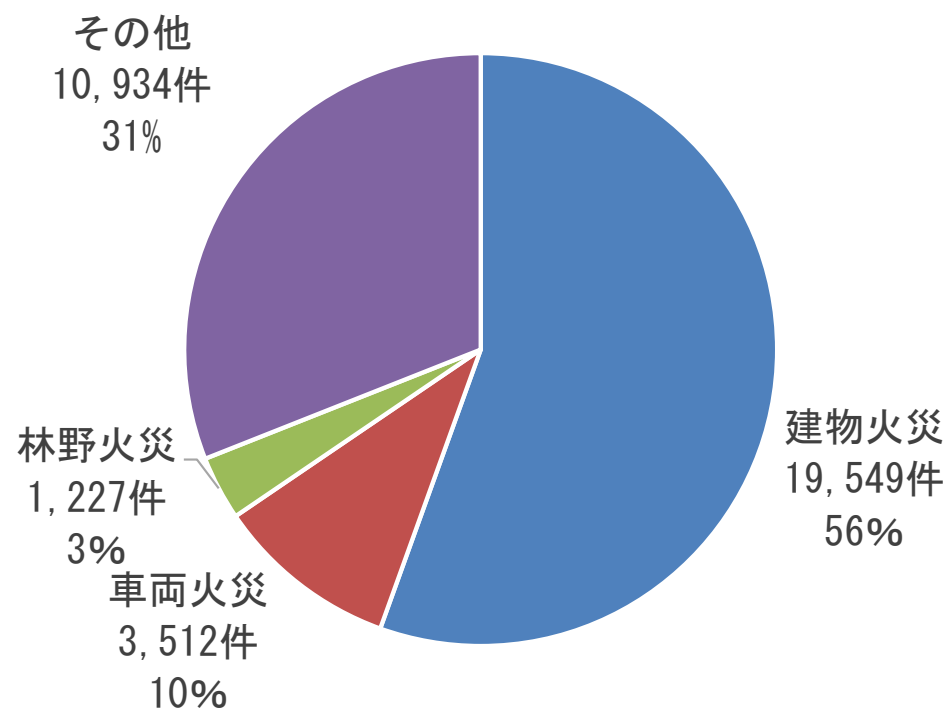
2021年中の出火件数 35,222件

・10年前(2011年中)の出火件数(50,006件)、死者数(1,766人)に比べ、2021年中の出火件数は70.4%(35,222件)、死者数は80.2%(1,417人)と減少している。

出火原因内訳



火災種別

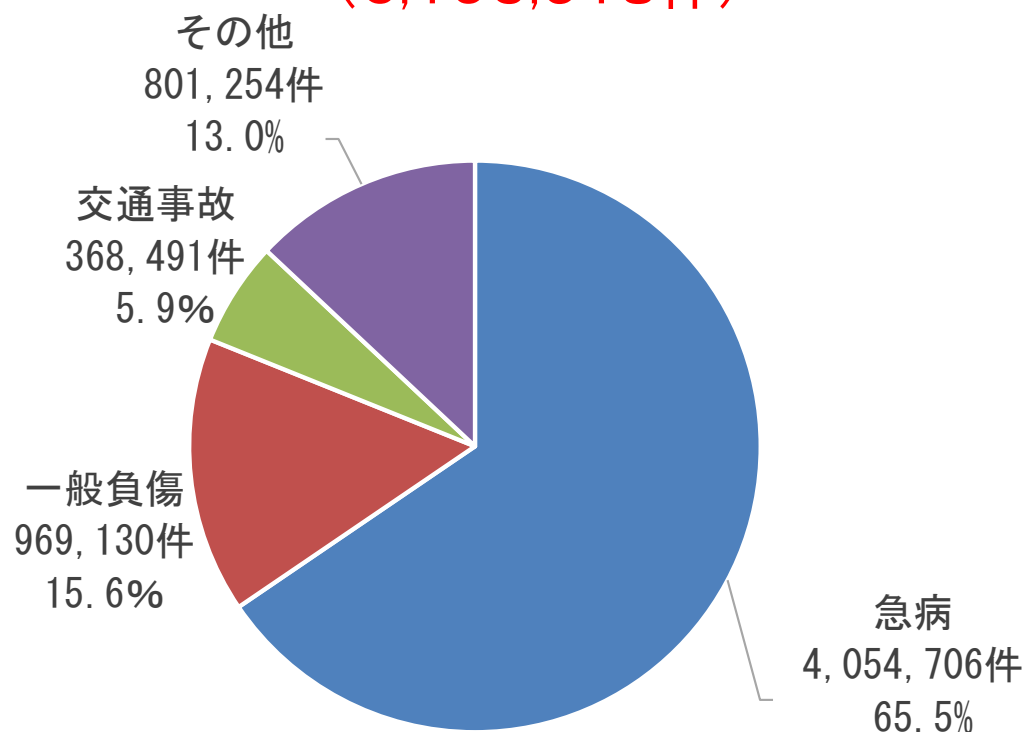


市町村の消防業務～救急活動～

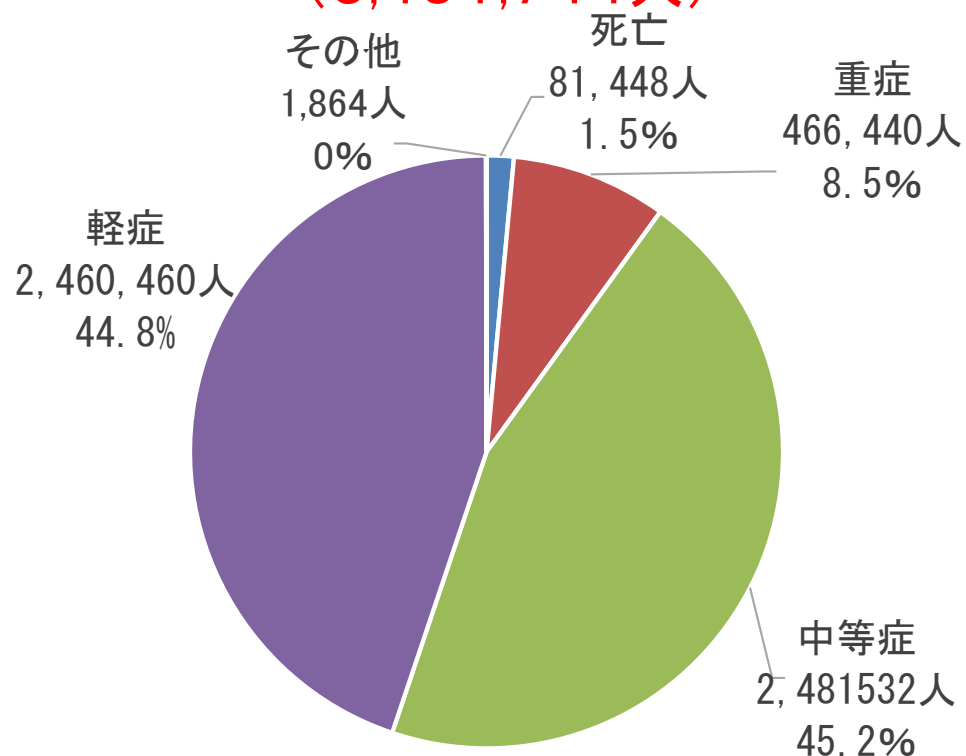
2021年中の救急出動件数 6,193,581件

- ・救急活動は年々増加。10年前の2011年の救急出動件数・搬送者数(5,707,655件、5,182,729人)に比べ、2021年の出動件数は6,193,581件で8.5%増、搬送者数は5,491,744人で6.0%増。
- ・119番通報から現場到着までに要した時間は平均で9.4分。10年前に比べ1.2分延びた。

救急自動車による事故種別出場件数 (6,193,518件)



救急自動車による傷病程度別搬送者数 (5,491,744人)

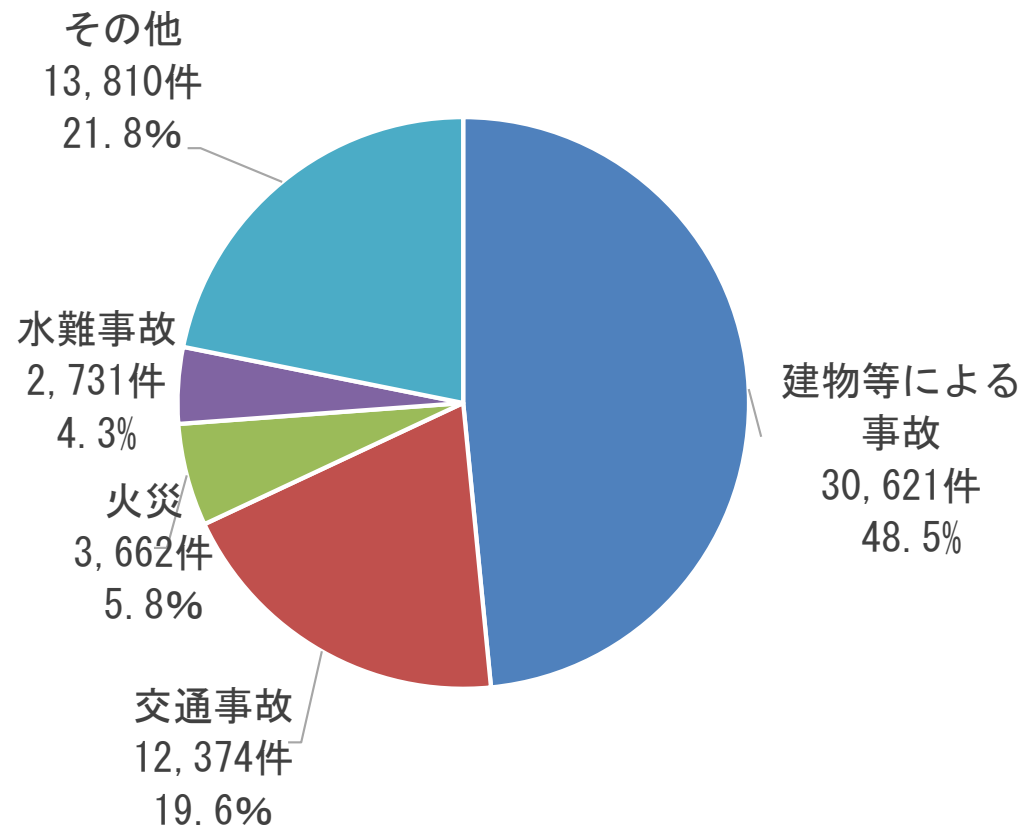


市町村の消防業務～救助活動～

2021年中の救助活動件数 63,198件

・救助活動のこの10年の状況は、10年前からの6年ほどは5万7千件前後で推移していたが、近年は6万件を超え、2021年は63,198件と更に増加している。

事故種別内訳



市町村の消防業務～火災予防～

○建築物の用途ごとに各種規制

- ✓百貨店、ホテル、事業所などの一般的な防火対象物
- ✓一般住宅(主として戸建住宅)
- ✓石油タンクやガソリンタンクなどの危険物施設
- ✓爆薬などの火薬類、液化石油ガスなどの高压ガス類取扱い施設

一般的な防火対象物における消防法に基づく規制

ハード面の基準

○消火器

○スプリンクラー設備

○自動火災報知設備

○誘導灯

○避難器具



など

ソフト面の基準

○防火管理者の選任

○消防計画の作成

○自衛消防組織の編成

○防火管理状況、消防設備の点検

○消火・避難訓練の実施



火災予防行政に係る主な制度の全体像

防火対象物の防火安全性を、ハード（消防用設備の設置等）・ソフト（防火管理等）両面から確保

【防火対象物】：山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物

例：建築物その他の工作物

消防機関の権限

- ・ 立入検査、措置命令（使用禁止等）
- ・ 罰則による実効性担保

住宅

多数の者が出入り、居住等するもの

戸建

共同

例：ホテル、病院、福祉施設、学校、工場、地下街 等

○住宅用火災
警報器の設
置・維持

【法＋条例で規定】

○防火管理・統括防火管理

- ・ 防火管理者の選任、消防計画の作成・届出、訓練の実施（＋定期点検制度）
- ・ （管理者が複数の場合、）統括防火管理者の選任、全体の消防計画の作成 等

○防災管理 地震等への対応（大規模事業所のみ）

○消防用設備等の設置・維持（ホテル、福祉施設、病院等一定のものには既存施設にも最新の規制を適用）

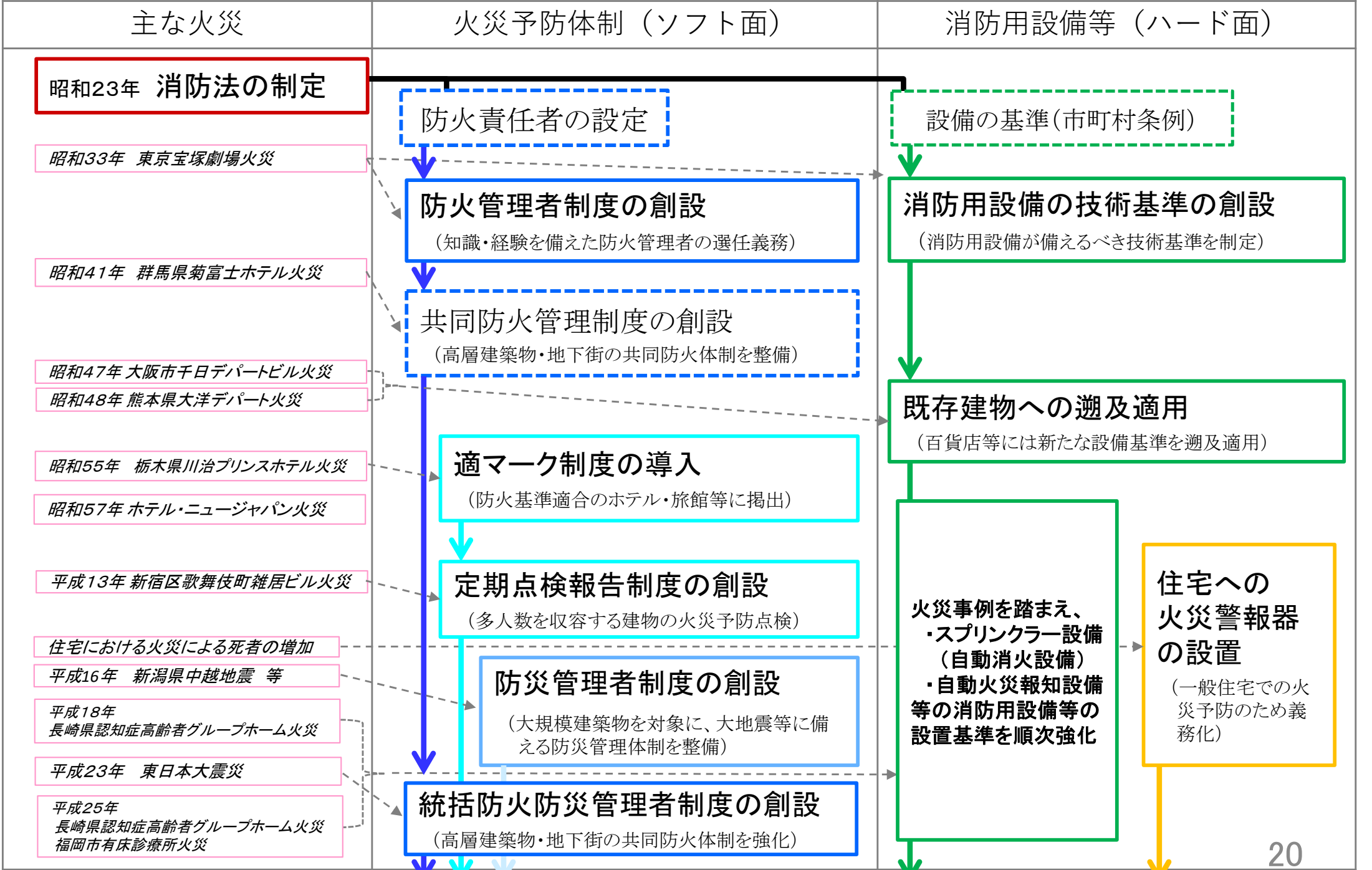
- ・ 消火設備：スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、ガス系消火設備 等
- ・ 警報設備：自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備 等
- ・ 避難設備：誘導灯、誘導標識、避難器具

○防災規制 じゅうたん、カーテン等について燃えにくい防災品を使用

○火気設備・火気器具等の規制： こんろ、ボイラー等の構造、設置場所等【法＋条例で規定】

※その他、屋外催しの防火管理（条例制定基準）、危険物（ガソリン等）の取扱いに関する規制（第3章）などについても規定

火災事例等を踏まえた火災予防行政のあゆみ



※[点線囲い]は廃止されたもの

広域消防応援と緊急消防援助隊

通常の火災・事故・災害の場合

○当該市町村の消防で対応

全国の消防本部数 723本部
全国の消防職員数 16.8万人
全国の消防団員数 78.4万人
(2022年4月1日現在)



大規模な火災・事故・災害の場合

○消防相互応援協定に基づき近隣市町村(県外を含む。)や県内市町村から消防の応援

現在、我が国の全ての都道府県において各都道府県内の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定が締結されている。



より大規模な火災・事故・災害の場合

緊急消防援助隊 2022年4月現在 6,606隊、25,476人が登録

大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保

【創設の経緯等】

- ・ 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、1995年に創設。
- ・ 2003年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊を法律上明確に位置付け、消防庁長官の指示による派遣が可能に

被災県知事からの応援要請等

消防庁長官の求め又は指示

緊急消防援助隊の出動
(被害の程度により出動県を拡大)

局地的な災害の場合
: 近隣県から出動

東海地震等の場合: 全国から出動

- 発足から約26年間で、43回の出動
- 内訳: 地震災害18回、風水害・土砂災害16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回

国際緊急援助隊の派遣活動

消防庁・消防本部から構成される国際消防救助隊(※)は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく救助チームの一員として、同法に基づき、海外の大規模災害発生時に、被災国政府等からの要請に応じて派遣され、国際緊急援助に貢献している。海外災害派遣は、これまで22回の派遣実績がある。

(※) 国際消防救助隊 (International Rescue Team of Japanese Fire-Service: 略称“IRT-JF”: 愛称“愛ある手”)



JICA提供



JICA提供

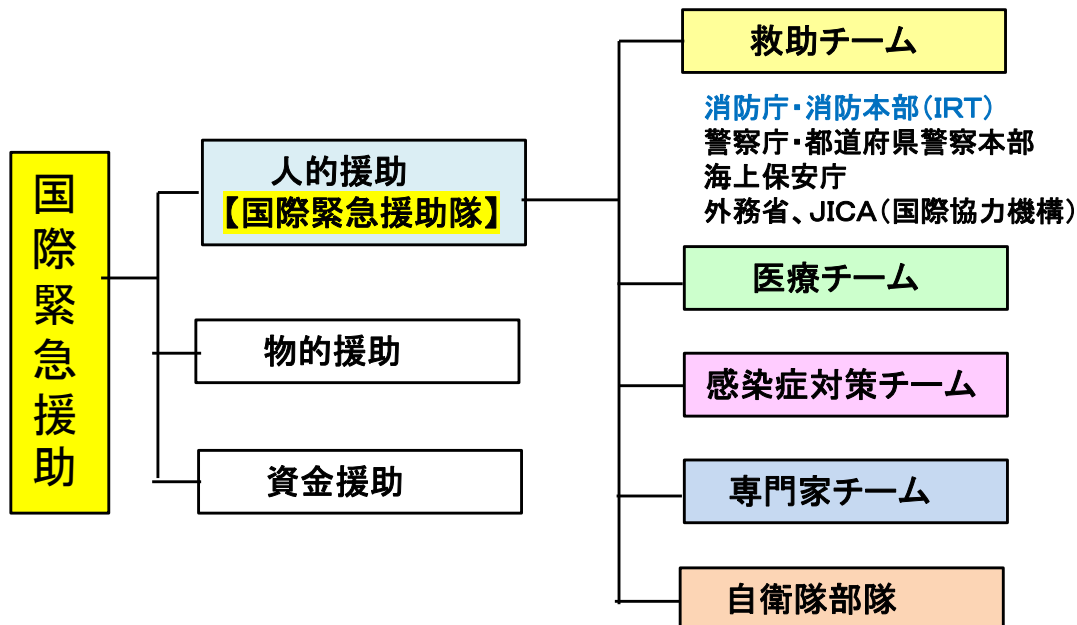
トルコ地震災害(2022年2月) (JICA提供)



花蓮県で捜索救助活動を支援、台湾東部地震災害
(2018年2月派遣) (JICA 提供)



トラルパンでの捜索救助活動、メキシコ地震災害
(2017年9月派遣) (JICA 提供)



消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職員団員に対し、幹部として必要な**高度な教育訓練**を行うとともに、都道府県等の消防学校に対し、教育訓練に関する必要な**技術的援助を実施**

1. 高度な教育訓練

○多様な施設等を活用した高度な教育訓練

- ・ e-ラーニングやリモート授業、大規模災害訓練システム等、ICTの活用による教育訓練の効率化・高度化
- ・ NBC災害、多数傷病者等に対応した教育訓練
- ・ 近年の殉職事案等を踏まえ、実火災体験型訓練施設を活用した安全管理教育の充実

○全国の消防本部幹部職員の人的ネットワークの形成

- ・ 最長2か月の各学科・コースを全寮制で実施し、全国的な人的ネットワークを形成
- ・ 卒業生のネットワークは大規模災害での消防活動等の円滑な連携にも寄与

※卒業生：延べ68,020人（S23～R4年度まで）

■消防大学校概要

◇所在地

東京都調布市深大寺東町4-35-3

◇主な施設

- ・本館 ・第2本館
- ・寄宿舎2棟（寮室数延べ224室）
- ・訓練塔（高さ33m）
- ・屋内火災防ぎょ訓練棟
- ・屋外訓練場

1. 総合教育（4学科）

- 幹部科
- 上級幹部科
- 新任消防長・学校長科
- 消防団長科

2. 専科教育（8学科）

- 警防科
- 救助科
- 救急科
- 予防科
- 危険物科
- 火災調査科
- 新任教官科
- 現任教官科

3. 実務講習

- 緊急消防援助隊教育科（4コース）
- 危機管理・防災教育科（3コース）
- 女性活躍推進コース
- 査察業務マネジメントコース



大規模災害訓練システム
による災害対応訓練



NBC災害対応訓練



多数傷病者対応訓練



実火災体験型訓練施設



危険物火災対応訓練

2. 消防学校に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県等の消防学校における教育訓練も充実強化が求められていることから、上記消防学校長、教官に対する教育訓練のほか、講師の派遣や消防教科書の編集等を実施

消防職員のライフサイクルと教育訓練について

消防職員のライフサイクルと教育訓練の関係(例)

